

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金募集要項

(令和元年度)

館山市では、地域資源である「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用し、当市の新たな魅力の創出や「館山ブランド」確立等につながるような商品開発を行う事業者に、対象経費の一部を補助します。利用を希望される方は、以下の事項を確認の上、お申し込みください。

1 補助対象者	館山市内に所在する法人・団体又は館山市内に事業所若しくは住所を有する個人。 ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。 (1) 市税等の滞納がある者 (2) 暴力団またはその構成員 (3) 政治団体・宗教団体
2 対象となる事業	地域資源「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用し、館山の新たな魅力創出につながるような事業で、次のいずれかに該当し、かつ今後、複数年にわたり継続的に製造・販売や催行する計画のあるもの。 (1) 新商品の研究開発 (2) 市内で行う体験プログラム又は周遊ツアー等の旅行商品の開発
3 補助概要	(1) 補助率 補助対象経費(裏面参照)の総額の10分の8以内 1,000円未満は切捨 (2) 上限額 30万円
4 募集期間	令和元年8月2日(金)～8月23日(金)午後5時必着
5 応募方法	下記の提出先へ、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付申請書(第1号様式)及び附属書類を郵送または持参により提出してください。
6 審査方法	(1) 審査の内容 書類審査 (2) 審査の基準 事業内容の妥当性、実現可能性、経費の妥当性、新規性、継続性・波及効果等を基準として審査します。
7 交付の決定	審査の結果、9月19日(木)までに交付の可否をお知らせします。
8 実績報告	交付の決定を受けた方は、補助事業が完了した日から30日以内に、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金実績報告書(第5号様式)を提出してください。なお、提出の最終期限は令和2年3月10日(火)です。
9 その他	<ul style="list-style-type: none">・国の地方創生推進交付金を活用して実施します。・その他の点については、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱をご覧ください。・採択にあたっては、前年度に本事業の採択を受けた者以外を優先する場合があります。・採択を受けた案件については、実施事業者名や事業内容を公表する場合があります。・恋人の聖地に関するロゴや名称使用については、恋人の聖地プロジェクト事務局への申請や使用料支払いが必要です。詳細はお問合せください。

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金の補助対象経費

- (1) 新商品の研究及び開発をするために直接必要な原材料費
- (2) 新商品を製造、販売又は催行するために直接必要な備品及び機械設備購入費
- (3) 新商品のパッケージ、ラベル等のデザインの開発及び作成等に係る経費
- (4) 新商品の販売促進に係る広告宣伝費
- (5) 試作品等の品質検査に必要な費用
- (6) 商標登録等に必要な費用
- (7) アンケート調査等の調査分析費
- (8) 旅行商品の催行に係る企画運営費及びバス等借上料等（企画運営に係る委託料も含む。ただし、参加者の食事及び宿泊に係る経費を除く。）
- (9) その他市長が適当と認める経費

ただし、以下を除く。

- ・ 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 旅費、交通費
- ・ 名刺や文房具等の事務用品の消耗品代
- ・ パソコン、事務用プリンター等、汎用性の高い物品の購入費
- ・ すでに導入しているソフトウェアの更新料
- ・ 会社・店舗自体のPRや既存商品に関する広告宣伝費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- ・ 金融機関等への振込手数料
- ・ 補助金申請書類や実績報告書等の作成・送付・手続きの費用
- ・ 補助事業の目的に合致しないもの
- ・ 必要な経理書類を用意できないもの
- ・ その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

問合せ・提出先 館山市総合政策部企画課 〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1
電話 0470-22-3163 FAX 0470-23-3115